

支えあい、安全安心に暮らせるまち ～やすらぎづくり～

13 障害のある人の安心

1 10年後に目指したい将来像

全ての市民が相互に理解し、積極的に関わり合いながら人生に希望や喜びを感じ、安心して暮らすことができるとともに、地域社会におけるつながりや、温かいふれあいのなかで、障害がある人もない人もお互いに心が通じ応援しあえる生活を送ることができる共生のまちとなっています。

2 10年後に避けたい三田の状況

A 障害のある人が自分の困りごとを誰にも相談できず、自分らしい生活を送ることができなくなっています。



3 10年後に目指したい三田の状況

さまざまな障害者の相談内容に迅速かつ的確に対応できる体制が整備され、ライフステージに応じて安心して相談することが出来ています。

①③

B 障害のある人の増加や重度化、多様化に伴い、必要とされる福祉サービスを適切に提供することが困難になっています。



障害福祉サービス事業所で働く人材の安定的な確保、育成の取り組みが図られており、必要な福祉サービスが提供されています。

②

C 障害者雇用に関する取り組みが図られていますが、就労環境や就労機会も十分に提供することができていません。



企業・事業所による合理的配慮がなされ、障害者個々の障害特性に合わせた就労の場で働くことができています。

④

D 地域のつながりの希薄化などにより、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができない状況が増えています。



障害のある人への理解が進むとともに、地域生活を支える環境が向上し、障害のある人もない人も誰もが安心して暮らせるまちになっています。

⑤

E 社会的障壁を除去するための合理的配慮が進まず、障害のある人の外出や社会参加活動が制約されています。



障害のある人が地域サロンやコミュニティカフェ等に気軽に参加出来ています。

⑤

F 障害のある人が円滑に意思疎通や情報取得ができないため、自分らしい生活を送ることが出来なくなっています。



障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、不自由なく意思表示やコミュニケーションを行うことができています。

⑥

5 成果指標

新規・継続	取り組み	指標名	単位	指標の目指す方向性	累計・単年度	基準値(基準年)	目標値(R8)	指標の算出方法・算出根拠
新	①	三田市障害者総合相談「きいてネット」の相談件数	件数	↑	単年度	11,623 (R2)	13,000	三田市障害者総合相談「きいてネット」の年間相談件数、基準年の概ね1割増
継続	②	グループホームの個所数	箇所	↑	累計	16 (R2)	18	市内の共同生活援助の総戸数
新	④	障害福祉サービス事業所から一般就労した人数	人	↑	単年度	10 (R2)	12	福祉施設からの一般就労者数を平成31年度～令和2年度実績(平均9.6 ≤ 10人)から+2人の増加を見込む
新	④	市役所における障害者雇用率	%	↑	単年度	2.61 (R3)	2.71	障害者法定雇用率基準より0.1以上高く
新	⑤	障害のある人への対応や理解	%	↑	単年度	38.4 (R2)	70.0	共生社会推進プログラムの目標「障害のある人が「障害のある人への対応や理解が足りている」と回答した割合
新	⑥	意思疎通支援者の派遣回数	件数	↑	単年度	369 (R2)	400	意思疎通支援者(手話通訳・要約筆記)の個人及び団体派遣の合計数(遠隔手話通訳派遣を含む)、基準年の概ね1割増

4 取り組み

市民

- ◆障害のある人の人権を尊重するとともに、障害福祉サービスについて理解を深めます。
- ◆ボランティアや民生委員・児童委員、近隣住民などによる見守り・声かけ活動など、地域福祉活動を行います。
- ◆障害者福祉の行事だけにとどまらず、障害のある人が地域イベントや一般行事等に参加できる場をつくり、近隣住民との交流を深めます。
- ◆日頃からの近所付き合いを通じ、障害者の実情について理解に努めます。

事業者・団体等

- ◆障害のある人とともに働くことを意識しながら、働く場の確保に努めます。
- ◆障害のある人の障害特性に合わせた合理的配慮を行います。
- ◆障害福祉事業所は障害のある人のニーズに合った適切なサービスを提供します。

行政

① 相互理解の推進と相談支援体制の充実

障害の有無に関わらず誰もが権利の主体として、対等の立場で主体的に社会参画できるよう相互理解を進めます。行政と基幹相談支援センターや委託相談支援事業所が連携を図り、障害のある人等が困ったときにいつでも相談できるきめ細かな対応を図るとともに、関係機関と連携し、重層的な相談支援体制を構築します。

② 地域包括ケアサービスの推進

地域での働き場所、日中活動の場や居場所の確保、居宅介護、生活介護、外出支援、住宅確保に対する支援など、障害のある人が地域で自立し安定した生活が送れるよう支援します。地域移行を進めるためにも、障害のある人が、自ら望む支援を選択できるよう、福祉サービス事業所と連携し、地域全体で支える体制の確保を図ります。

③ ライフステージを通じた切れ目のない支援

乳幼児期、学齢期、成年期の各ライフステージの変化に応じて障害のある人が切れ目のない支援をうけることができるよう、連携を強化し一貫した支援に取り組みます。子ども一人一人に真に必要な療育が適切に提供されるよう支援体制の充実に取り組みます。

④ 障害者がチャレンジし活躍できる社会づくり

障害者就業支援センターやハローワーク等と連携し、障害のある人それぞれに合った就労を目指し就労相談や就労継続、就労定着支援に取り組みます。雇用や就労体験の機会を充実し多様な働く場を確保します。また農福連携を積極的に支援します。市役所において障害のある人がより働きやすい職場環境づくりに取り組みます。

⑤ 誰もが自分らしく活躍できる共生社会の推進

共生社会推進プログラムに基づき「共に生き、互いを尊重し、応援し合える社会」を目指し、インクルージョン(全ての人を孤立や排除から守り社会の一員として包み支え合う)を推進します。市役所が率先して合理的配慮の提供を促進しスポーツ文化など様々な活動に障害のある人もない人も誰もが対等に参加できる環境づくりを推進します。

⑥ ICTを活用した情報アクセシビリティと意思疎通の充実

意思疎通や情報取得が困難な障害のある人に対して、それぞれの障害特性を理解し、意思疎通のための手段や情報取得のために必要な配慮を行うとともに、ICTの利活用の促進により、障害のある人のデジタルデバイドを解消し、環境整備を推進します。

◆主要な条例・規則◆

三田市障害を理由とする差別をなくしすべての人が共に生きるまち条例、三田市障害児療育センター条例、三田市みんなの手話言語条例

◆関連計画◆

三田市地域福祉計画、三田市障害者福祉基本計画、三田市障害福祉計画、三田市障害児福祉計画